

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 綾町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣615
代表者（職名・氏名）	会長 松本 俊二
電話番号	0985-77-3066

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	綾町デイサービスセンター
サービスの種類	第1号通所事業
事業所の所在地	〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣553-1
電話番号	0985-77-2005
利用定員	定員35人
事業の実施地域	綾町全域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
介護職員	1人以上 15名で1名配置、以降5名ごとに1名配置

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	所長 福岡 きみよ
----------	-----------

8. 利用料

別紙をご参照ください。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。 当日来所されていて、ご契約者の急な体調不良及びご契約者の用事等で食事を摂られないで帰られた場合、食費は請求させていただきます。食事を摂られない場合は前日までにご連絡をください。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、その都度請求しますので、利用時に現金でお支払いください。また口座の引き落としご希望の場合は下記の口座をご利用ください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 (利用可能金融機関 綾町農業協同組合：郵便局)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び綾町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情窓口

(1) サービス提供に関する苦情は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 (担当者)	所長 福岡 きみよ 事務局長 高砂 富士子
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	綾町役場介護保険担当課	所在地 綾町大字南俣515 電話番号 0985-77-1111 受付時間 8時30分～17時00分
	宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原231番地1号 電話番号 0985-35-5111 受付時間 8時30分～17時00分
	宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町2丁目22 電話番号 0985-22-3145 受付時間 8時30分～17時00分

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の別途定める「当事業所消防計画」に沿って対応します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 綾町大字南俣553-1
事業者名 綾町デイサービスセンター
説明者職・氏名 生活相談員_____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 綾町大字（南俣 北俣 入野）_____
氏名 _____

利用者家族（又は法定代理人）
住所 _____
本人との続柄 _____
氏名 _____

秘密保持について

ご契約者にかかるサービス担当者会議等、正当な理由がある場合には、ご契約者又はご契約者家族等の個人情報を用いることに対して同意いたします。

利用者 住所 綾町大字（南俣 北俣 入野）_____
氏名 _____

利用者家族（又は法定代理人）
住所 _____
本人との続柄 _____
氏名 _____

別紙

綾町デイサービスセンター サービス提供内容及び利用料金

【サービス利用料金】

サービス対象	事業対象者 通所型サービス	要支援 1		要支援 2	
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 1割	自己負担 2割
利用料金	200円 (1回)	1,798円 (1ヵ月)	3,596円 (1ヵ月)	3,621円 (1ヵ月)	7,242円 (1ヵ月)
サービス提供 体制強化加算 I	—	88円 (1ヵ月)	176円 (1ヵ月)	176円 (1ヵ月)	352円 (1ヵ月)
科学的介護 推進体制加算	40円〔1月あたり〕				
処遇改善加算 I	利用料（10割）の 5.9%〔1月あたり〕				
特定処遇改善加算 II	利用料（10割）の 1.0%〔1月あたり〕				
ベースアップ加算	利用料（10割）の 1.1%〔1月あたり〕				

○給食費について…当センターでは、町内産・県内産を中心に栄養のバランスが取れた昼食を提供しています。1食あたりの料金は一律で下記の通りとさせていただきます。

500円／1食

ご不明点については、担当職員へご質問ください。